

泌尿器・生殖器部会（第6回）の論点

第Ⅰ 生殖機能の完全喪失

卵母細胞の細胞死による卵子の無形成

業務上の傷病による卵子の無形成についても、無精子症と同様に生殖機能の完全喪失と同様に評価することとしてよいか。

また、その要件として次のとおりとすることは適当か。

- ① 業務上の事由による大量の放射線被曝（卵巣におおむね2.5グレイ以上被曝したこと）が医師により明らかに認められること
- ② 卵子の形成異常に関する他の原因が認められないこと

第Ⅱ 生殖の機能の著しい障害

1 射精障害

(1) 障害の評価の対象

以下のいずれの考え方を採用するのが適当か。

- ① 医学的に射精障害が生じる可能性があること及び射精障害が認められることを要件として障害として評価する。

問題点：被検者の真摯な努力なしには障害の有無を判定することができず、公平性・客観性を欠くのではないか。

- ② 医学的に射精障害が必ず生じる場合に限り障害として評価する。

問題点：障害として評価できる範囲があまりに狭くならないか。

(2) 業務上の傷病による射精障害の要件

業務上の傷病によるという要件は、以下の2つの要件のいずれも満たすものとしてよいか。

- ① 業務上の傷病により尿道若しくは射精管の断裂、両側の下腹神経の断裂による当該神経の機能喪失又は膀胱頸部の機能消失が医師により明らかに認められること
- ② 糖尿病等射精障害の原因となる他の原因が認められないこと

(3) 障害等級

以下のとおりとするのが適当か。

勃起障害と同様に第9級の12として評価する。

なお、勃起障害と射精障害の双方が認められる場合には、両者を併合の方法を用いて準用第8級とする。

2 女性の性機能障害

女性の性機能障害に係る認定基準を策定することについて、以下の理由から今後の検討課題とすることは適当か。

- ① その原因として業務上の事由によるとは考えにくいこと

② 客観的な診断方法が確立されていないこと

また、業務上の事由による外性器の損傷により疼痛を生じることがあるが、その場合には受傷部位の疼痛として第 14 級又は第 12 級で障害認定することは適当か。

3 不妊症

性交渉の有無を問わず不妊症と言える損傷を残した場合に限り障害として評価することは適当か。

次のいずれの要件も満たす場合に生殖器に著しい障害を残すものとすることは適当か。

- ① 両側の卵管の閉塞又は頸管の閉塞が画像所見により認められること
- ② 不妊症に関する他の原因が認められないこと

第Ⅲ 生殖器の障害

1 一側の睾丸の亡失

一側の睾丸を亡失しても他側の睾丸が正常であれば生殖の機能には影響は小さいということが判明しているから、第 11 級を改め、第 13 級を準用として認定することは適当か。

2 一側の卵巢の亡失

一側の卵巢を亡失した場合についても、一側の睾丸を亡失した場合と同様に通常の性交により生殖を行うことができ、生殖の機能に与える影響は小さいから、一側の睾丸と同様に第 13 級を準用として認定することは適当か。

3 産道狭窄

(1) 骨産道の狭窄を生殖器の障害として評価することは適当か。

理由：妊娠自体の機能には問題がないものの、骨産道が一定程度以下に狭窄していると経膈分娩が困難になり、帝王切開等の対応が必要になる

(2) 障害とする要件は、以下のとおりとすることが適当か。

業務上の外傷により狭骨盤となったもの

この場合、狭骨盤とは次のいずれかの要件を満たすものをいう。

産科的眞結合線	9.5 cm未満
入口部横径	10.5 cm未満